移動支援事業利用申請書

葛飾区長 あて

何即日	⊠心身障害者	17-33-20					,,,,			.00) 1 In O		青年月日		年	_	月	日
申	フリガナ	-								大正	т нг						
請	氏 名	3							生年月日	昭和 平成		年	月		日	(歳)
	居住地	₹															
者		3									(日	中連絡先)				
	フリガナ リ用申請に係	z							# <i>F</i> = =	平成	年	月	E	3 (歳)	続柄
	児童氏名								生年月日			(/]\ [中高	5	年	生)	
身体障害者 手 帳 番 号			(種	級)	愛の	手帳看	番号			(度)		愛の手帳 取得の場合	计特				·診断書· 別支援学級)
手帳罩	章害名																
	<u> </u>																
サーバ	障害福祉 関係サー	怔	利用中のサ	ービスの	り種類と内	内容等											
ビス利	相談支持事業所:																
用	Λ - # /□ [7.	要介護			有・			要介	ì 護度		要支援()•	要介語	ŧ 1	2	3 4 5
の状況	介護保!		利用中のサ	ービスの	り種類と内	內容等											
況																	
E	申請書提出者	š	□申請者	本人		申請え	大本	人以名		に記入)							
フリガナ			_ , ,,,,			1 нгэ 1			1 (1 00 1149	申請者と							
氏 名										の関係							
	住 所		₸							l							
	住 所		Ŧ							I	電話	話番号					
	住 所		-								電調	括番号					
	住 所		〒 					同意	音		電影	括番号					
	目申請に当たり	り、障害	福祉課長				員の誤	果税台	ì帳、住民		上活伊	R護受給					
帳を関		り、障害 をびに介	福祉課長	もの定	めによ	る居	員の説 宅介記	果税台 護支払	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生	R護受給 ² 活及び社	会生	活を	総合	的に	支援するた
帳を関めの流	目申請に当たり 閲覧することが	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生	R護受給 ² 活及び社	会生	活を	総合	的に	支援するた
帳を関めの流	目申請に当たり 閲覧することも 去律の定めに	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生 童福	R護受給 ² 活及び社	会生	活を	総合	的に	支援するた
帳を関めの流	目申請に当たり 閲覧することも 去律の定めに	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生 童福	保護受給* 活及び社 祉法の定	会生	活を	総合	的に	支援するた
帳を関めの流	目申請に当たり 閲覧することも 去律の定めに	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生 童福	保護受給* 活及び社 祉法の定	会生	活を	総合	的に	支援するた
帳を関めの流	目申請に当たり 閲覧することも 去律の定めに	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生 童福	保護受給* 活及び社 祉法の定	会生	活を	総合	的に	支援するた
帳を関めの流	目申請に当たり 閲覧することも 去律の定めに	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生 童福	保護受給* 活及び社 祉法の定	会生	活を	総合	的に	支援するた 談支援事業
帳を別がいた。	目申請に当たり 閲覧することが 去律の定めに らサービス利り	り、障害 をびに介 よる指:	福祉課長 ↑護保険 定特定相	もの定 談支护	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 近、指	員の説 宅介記 定一	果税台 護支払 ・般相	ì帳、住民 爰事業所、	障害者の日	上活货 常生 童福	保護受給* 活及び社 祉法の定	会生	活を	総合	的に	支援するた 談支援事業
帳を限めのが	目申請に当たり 閲覧することも 去律の定めに	り、障害をひに介まる指。 まる指: まるに関す	福祉課長 ↑護保険 定特定相	まの定 談支援 を得る	めによ 爰事業所	る居 ⁵ 所、指 司意 L	員の誤宅介言 ます	果税 台 接 技 相	於帳、住民 緩事業所、 談支援事	障害者の日	生活仍常生活	保護受給* 活及び社 祉法の定	:会生 めに	:活を よる 障	総合 (本))的に見相	支援するた談支援事業 受付者
帳を別がいる	日申請に当たり 閲覧すること立 法律の定めに らサービス利月	り、障害がように対しています。 よいでは、 はいでは、 もいでは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとは、 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっとも。 もっと。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。 も。	福祉課長 た護保険 定特定相 する情報	と の定談支援を得る	めによ。爰事業所ことに同	る居・	員の誤宅介言 ます	果税	於帳、住民 緩事業所、 談支援事	障害者の日業所及び児	生活仍常生活	保護受給2 活及び社 祉法の定 申請者	会生めに	重度	総合 (本)	· 的に見相	支援するた談支援事業 受付者
帳の所が 全 矢	日申請に当たり 関覧することが 法律の定めに らサービス利用 5処理欄 】 身性 ・ 準す	が で は が に ま ま ま ま ま ま ま ず で が に か る ま う で う で も で る る る る る る る る る る る る る る る る る	福祉課長 た護保険 定特定相 する情報	と の 定接 の 定接 の 定接 の 定接 の 定接 の に し に し に し に し に し に し に し に し に し に	めにより 選事業所 ことに同	る居・指	員宅介記 有	果税 台 技 援 般 。 。 無	於帳、住民 緩事業所、 談支援事	障害者の日業所及び児	生活仍常生活	保護受給 活法 申請者 介 行動援	会生に付護	重度(総害	· 的に用	支援するた談支援事業 受付者
帳め所 事務 全 失 支	日申請に当たり 関覧することが 法律の定み利用 のサービス利用 のサービス利用 のサービス利用 のサービス利用 のサービス利用	がによる間で	福祉課長 注選保険相 定特情報を が情報	と の支持を 日本	めによう 金子 金子 金子 金子 金子 金子 金子 を かっこう かいしょう はんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	る居まれている。	員宅定ま 有有有有	果税 台 技 援 般 。 。 無	於帳、住民 緩事業所、 談支援事	障害者の日業所及び児	生活仍常生活	保護受給 活法 申請者 介 行動援	会生に付護	重度(総害	· 的に用	で支援するた 談支援事業 受付者 (有・無)
帳め所が を 支 総 支 総 支	日申請に当たら 関覧することが 法律の定ス利見 みサービス利見 り性 ・ 準で ロ ・ 児 ・ 第 合時間	り、障害介による まま おまま おまま おまま おまま ままま ままま ままま ままま ままま	福祉課長注定特情報	と	めによりません。 一番 重体 かんしょう かんしょ かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	る所の意としています。	員宅定ま 有有有有	果獲般。 無無年	於 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	障害者の日 業所及び児: 1・2・3 日	生活仍常生活	保護受給 活法 申請者 介 行動援	会生 付護 株 特 株 ・	重度(総害	· 的に用	で支援するた 談支援事業 受付者 (有・無)
帳め所 事 全 矢 支 利 用	日申請に当たり 関覧することが 法律の定ス利見 5世一ビス利見 り性 児 ・ 準可 ・ に 合時間 合期間 令和	がはままでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	福祉保険相 表	と	めによう 童体日 無動語	る所の意としています。	員宅定ま 有有有 一	果獲般。 無無年	於帳、住民 緩事業援事 人 移動 月	障害者の日 業所及び児: 1・2・3 日	生活仍常生活	保護及のの 者	会生 付護 株 特 株 ・	活を経り、一重度(譲	総害	r的に相	で支援するた 談支援事業 受付者 (有・無)

備考欄

利用者が児童(18歳未満)の場合、 葛節 保護者(世帯主)が申請者となります。

移動支援事業利用申請書

記入例

高飢 6条の規定に基づき、次のとおり申請します。												
<u> </u>	レノリガナ	71	ツシカ ハナコ			申請年月日	<u> </u>					
申/	氏 名		<u> </u>	生年月日	大正昭和 平成	50年	3 月 7日 (47歳)					
	日仕地	T 124-	8555	電話番号	3695-1111							
者	居住地		葛飾区立石5-	-13-11	((日中連絡先) 090- - (母)						
	フリガナ			<u>-</u> -	平成	年 月	日 (歳) 続柄	_				
	川用申請に係る 児 童 氏 名			生年月日		(小 🕸	(小中高年生)					
身体障手 帳	章害者	5 / 種 /	級) 愛の手帳番号		(度)	愛の手帳 未取得の場合	手帳 (療育意見書·診断書·					
手帳障害名 ○○による下肢機能障害 級 *手帳に記載されている障害名をご記入ください。												
	T	「利用中のサー	ビスの種類と内容等									
サービ	障害福祉 関係サービス		E 、短期入所			ている場合は ゛記入ください						
ス 利	相談支援 事業所名		目談支援事業									
用 の 介護保険		要介護認		要介	護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5					
の												
	L=+=+10.11.+v	I		14/7048	·-=== 1 \							
-	申請書提出者 フリガナ	□申請者	本人 ☑申請者本人以 カツシカ ショウ									
	氏 名		クリンファンコン 葛飾 しょうぶ	/	申請者と の関係		₽					
	住 所	₹										
				同上	-	電話番号						
			=	意書								
	月申請に当たり、障 を閲覧すること並び			<u> </u>	ᆂᆂᄼᄹ		^代 況及び介護保険被保険者 社会生活を総合的に支援 [・]					
るため	つの法律の定めに。	よる指定特定	:相談支援事業 内容を	ご確認のう	え、署名してく		社会生活を総合的に又接 D定めによる障害児相談支					
援事業所からサービス利用に関する情報を得ること												
						請者	精力 葛飾 花子					
							受付者	<u></u>				
	奶理欄 】	12 17 17										
全:	身性・ 準ずる	税情報 二	区分 無・有	成人移動	1 • 2 • 3 •	4 介護給	付費 重度訪問介護 (有・無	₹)				
知	ロ・児・精		児童移動 有 ・ 無	ŧ		行動援	護(有・無)					
総支約	給時間	時間/月	身体介護 有・無	重度脳(重度脳性麻痺介護人派遣制度(有・無)							
支給	哈期間 令和	年 月	日 ~令和 年	月	日							
利用希望日 口審査決定日 口至急(月 日~利用希望)							〈 歳〉					
移動	支援利用者番号					〈 要	· 要支援	>				

備考欄

確認者